

陳情番号	件名
第 9 号	地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求めることについて
受理年月日	
7. 4. 18	

陳情の趣旨

陳情の項目

地方自治法第 99 条に基づき、次の通り国に対して地方財政確立のための意見書^をの提出をお願いいたします。さらに陳情いたします。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、自治体 DX 化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引き上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取り組みの成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、その算定方法の見直しを行うとともに、地方の自主性を尊重した運用を行うこと。
- 6 会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったが、引き続き、雇用の安定と処遇の改善がはかれるよう十分な財政措置を行うこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援するとともに、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実をはかるため、財源措置を行うこと。
- 10 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化をはかり、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。
- 11 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

陳情の趣旨及び理由

地方公共団体には今、急激な少子・高齢社会の到来を受け、子育て、医療、介護など社会保障制度の整備が求められているとともに、人口減少をにらんだ地域活性化対策や、脱炭素化をめざした環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など極めて多岐にわたる役割が求められています。さらに、自然災害の甚大化、頻発化を踏まえた社会インフラの耐震化や地域医療体制の充実が求められています。

2026 年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、増大する行政需要に対応した財源確保を念頭に、より積極的な地方財政確立を国に求めるものです。

陳情番号	件名
第 10 号	環境保全に関することについて
受理年月日	
7.4.21	

陳情の趣旨

1 陳情の趣旨

住居専用地域での、日常生活等に適用される騒音・振動の規制基準を策定するよう、市に対して求めていますよう陳情いたします。

2 陳情の理由

理由は以下の通りです。

- 現在、隣人宅から発生する早朝の騒音・振動により、健康上の弊害や日常生活への悪影響があります。
- 騒音公害の弊害については、世界保健機関により様々な健康上の問題が指摘されています。例えば睡眠・聴覚障害、心疾患や高血圧、認知障害のリスクが高まることなどです。個人的には、ストレスと苛立ち、睡眠障害、仕事効率の低下、社会的関係への悪影響などの原因となっています。
- 人間の健康、ウェルビーイングに不可欠な休息・睡眠の権利が、騒音・振動の発生源に関わらず住宅地において守られることは、憲法で定められた健康で文化的な生活を営む権利につながると考えられます。
- 他人への配慮や良心を伴う行動は強制できるものではなく、個人の考え方と行動選択によるところが大きいです。被害者側による自己防衛努力ですべて解決できる問題ではなく、また話し合いによる解決が難しい、または逆効果になりうる場合において、現状は被害者に我慢や負担を強いる状況になっていると言えます。問題の発生源側が行動を変えることが可能な場合に、それを促すような公的に定められた基準が必要だと考えます。

陳情番号	件名
第 11 号	排泄課題を抱える障害児者への日常生活用具の認定に関する ことについて
受理年月日	
7.5.16	

陳情の趣旨

■陳情の趣旨

排泄予測支援機器「DFree」を神奈川県相模原市において、日常生活用具として認定いただきたく陳情いたします。

令和 6 年 3 月の障害保健福祉関係主管課長会議資料「日常生活用具給付等事業の適正な実施について」には、「日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後とも安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。このため、各市町村においては、平成 18 年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。」と記載があります。これに基づき、排泄予測支援機器を日常生活用具として追加認定いただくことを市に求めて頂きますよう陳情いたします。

■陳情理由

1. 陳情に関する基本情報、排泄に関する情報

- ・ 11 歳、女兒/療育手帳 A1（最重度）/身体障害者手帳 1 級/脳性麻痺/肢体不自由
 - ・ コミュニケーション：気管切開のため発語無し、モニター等様々な方法で意思疎通
 - ・ ADL や移動状況：寝たきり、移動は車いす
 - ・ 排尿状況：4 時間おきに導尿
 - ・ 排尿に対し、抱えていた悩み：尿量の溜まり具合に差があり、導尿の適切なタイミングが不明。時間で定期的に行っても日によって尿量が異なる。貯めすぎてしまった結果何回か尿路感染も起こり、不安を抱いています。また、導尿をしたのに尿がたまっていなかったなど、本人への負担も減らしてあげたいと考えていました。
- 上記状況から、「DFree」を使うことで、適切なタイミングで導尿ができるのではないかと思います、利用を始めました。

2. 排泄予測支援機器「DFree」は超音波センサーにより膀胱を経時的にモニタリングし、膀胱内の尿のたまり具合を0～10で数値化します。その数値は専用タブレットや自身のスマートフォンから確認でき、排尿のタイミングを予測し、排尿の機会を本人または介助を行う者に通知することができます。我が家では「DFree」の活用を始めてから、数値化された尿量をもとに導尿することで、今までのように少なすぎる、多すぎるといった尿量の変化に悩むことが無くなりました。何より、本児への負担も軽減出来ました。また、溜まり具合の傾向値がデータで見えるため、納得しながら調整しつつ導尿することもできています。このように、尿意を感じることができない障害児者にとってDFreeは非常に有用です。DFreeは令和4年4月に特定福祉用具に認定され、介護保険適用となっている。ぜひ障害児者にも負担が少なく購入できるようになることを求め、上記事項を陳情いたします。

陳情番号	件名
第 12 号	「日米地位協定の抜本改定を求める意見書」を国に提出することを求めることについて
受理年月日	
7.5.22	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

相模原市議会として、日米地位協定をとくに次の点においてすみやかに改定するよう求める意見書を、国に提出していただきますよう陳情いたします。

- 1) 独立国家としてのわが国の主権を明確にし、在日米軍の活動について、基地の内外を問わず、すべて日本の法令が適用されることを原則とする
- 2) 基地管理権がわが国政府・地方自治体にあることを明確にし、政府・自治体が必要に応じて基地内に立ち入ることができるようにする
- 3) わが国の裁判権を確立し、刑事犯罪の被疑者が無原則に米国側に引き渡される等の運用を改める

昨年 10 月、石破茂首相は就任直後、20 年前の米軍ヘリが沖縄国際大学構内に墜落炎上した事故をふりかえり、「あの時の衝撃を今でも忘れていない。沖縄県警が全く触れられずに、機体は全部(米軍に)回収された。これでは主権独立国家ではない。地位協定は改定したい。どんなに大変かは分かっているが、必ず実現したい」と日米地位協定の改定に意欲を表明しました。

日米地位協定については、昨年、この神奈川でも性的暴行事件の発生が伏せられていたことが判明し、また海老名市でも米軍ヘリが突然不時着するなど、住民の生命と尊厳をおびやかすような運用実態があります。住民に対し重い責任を負っている全国の自治体はこうした実態を深く憂慮し、全国知事会を通じて、国に対し協定の改定を求める要望を提出するなど努力を重ねていますが、残念ながら事態を動かすには至っていません。

私たちの住む相模原にも相模総合補給廠がありミサイル司令部が置かれていると聞きます。戦場になるならならぬに関わらず戦争に加担する可能性があること、また相模原上空は日本の領空であるはずなのに航空管制をアメリカ軍が握っていることに大きな疑問と不安を感じます。

私たちは、「第二の基地県」神奈川の政令指定都市相模原の住民として、ここに、私たちの代表である市議会に対し、本陳情を提出いたします。石破首相が目指す「日米関係を独立国家にふさわしいものに作り替えたい」という言葉の中には「堂々と戦争できる国にしたい」という意図も感じられ懸念もありますが、まずは日本国内で米軍の不法行為等について日本の主権で調査できる条件を整えていただきたいと思います。本村相模原市長も昨年、米軍基地を抱える市長の立場で「米軍に物言える首相に」と石破首相に要望と期待を表明したことが報道されました。議員各位におかれては、これを真摯に受け止め、市議会として国に対する「日米地位協定の改定をもとめる意見書の提出」をご採択ください。し、国に提出していただくようお願い申し上げます。

陳情の理由

- e 日米地位協定は従来、「特に取り決めがないかぎり在日本米軍には日本国の法令は適用されない」ということを「前提」として運用され、わが国の法令の適用は「例外」とされてきました。私たちはこれを改め、在日本米軍にもわが国の法令を適用することを「原則」とするよう求めます。日本国の空・海・陸で活動する以上、米軍にもこの日本国の法律を順守していただく。そうであってはじめて独立国家同士の「相互に対等な」友好関係だと言えるでしょう。
- e 上記の「前提」があるために、日本側は現在、性的暴行などの刑法犯罪だけでなく、爆音や有機フッ素化合物など住民の生活環境に重大な悪影響を及ぼす米軍の活動についても、容疑者の確保、立ち入り調査、原因究明、有効な規制などの措置を主体的におこなう事ができていません。これは住民の生命と尊厳を守る使命をもつ自治体にとって、見過ごすことのできない法的状態であります。
- c 米軍は世界各国に展開し、個々の接受国と地位協定を締結していますが、それらの国々で米軍の活動と現地法令との間に矛盾が生じた場合には、主権国家同士の対等な協議が行われ、地位協定の改定が実現している事例も少なくありません。しかし日米間の地位協定に関しては過去に一度もこうした改定がなされないまま、上記のような運用が続いているのです。私たちは、日米地位協定もまた、「相互に対等」な人間同士の取り決めであり、当然、対等な人間同士の話し合いによって「変えていく」ことができるものだと考えています。そのような取り決めであってこそ、両国は真に強固な友好関係を持つことができるのではないのでしょうか。と考えています。

以上

陳情番号	件名
第 13 号	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書を政府等に提出することを求めることについて
受理年月日	
7.5.27	

陳情の趣旨

第1 陳情の趣旨

国民生活の安心安全を担っている地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、次の事項を含む「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める」旨の意見書を、政府等に提出することを陳情いたします。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化にかかる予算を国の責任で措置すること。

第2 陳情の理由

消費者庁の令和6年版消費者白書によれば、令和5年度の全国の消費生活相談件数は約90.9万件であって前年度よりも3万件以上増加した。同白書による消費者被害・トラブル額の推計値は約10.6兆円であり、前年度よりも2兆円以上増加している。また、先頃、神奈川県が発表した「令和4年度神奈川県内における消費生活相談概要」によれば、同年度に神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談総件数（「苦情」と「問い合わせ」の合計）は6万4143件と高水準であり、このうち苦情相談は5万9661件で前年度（5万5229件）と比べ8%増加している。

このように消費者被害は後を絶たず、依然として深刻な状況である。これらの消費者被害を救済し、被害を未然に防止するためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発、地域での連携といった地方消費者行政の充実・強化がより一層図られなければならない。そのためには、地方消費者行政にかかる経費について、将来に渡り、継続して国が担っていくことが不可欠である。

しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額は消費者庁創設時に比べ大幅に減額されている。さらに、以下のとおり、地方消費者行政を安定的に推進するための財源となり得ていない。

まず、平成26年に開始された地方消費者行政推進交付金は、消費生活相談員の人件費にも充てることができ、長い間地方の相談体制を下支えしていた。しかし、令和6年度末及び令和7年度末に多くの自治体で活用期限の終期を迎えることにより、消費生活相談員の減員や相談窓口開設日の減少等を余儀なくされる懸念がある。そして、従前の相談体制を維持しようとする場合、消費者教育・啓発等に充てていた予算を相談体制に関する予算に充てる必要がある。よって、消費者行政全体としての後退が不可避となる。

神奈川県下の自治体における一人あたり消費者行政予算は、自主財源でみると令和4年度で19.63円～15.4円と約8倍もの差が生じており、とりわけ規模の小さい自治体の厳しい財政事情が窺え、同交付金の活用ができなくなった後には、この格差がさらに広がると見込まれる。なお、平成30年に開始された地方消費者行政強化交付金は、活用メニューの制限や補助率の定め等によって活用が広まっておらず、神奈川県下でも活用している自治体は半数に満たない。活用金額も年々減少しており、消費者行政を推進する財源としては不十分である。

また、近年問題となっているのが、相談員の高齢化と、新規・若手の成り手が少ないことによる担い手不足の深刻化であり、背景には専門性が高い業種に見合う処遇が確保されていないことがある。消費生活相談の最前線に対応している消費生活相談員が安定的に業務を継続できるよう処遇の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。

さらに、消費者庁は、消費生活相談のデジタル化を利用したサービス向上への体制再構築を推進するとし、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を刷新し、消費者向けウェブサイトや相談支援システム、相談分析、情報提供システムなどシステム基盤の整備を行うという計画を進めているが、新システムの導入に必要な端末（パソコン）の設備費用や、システム利用に係る経常的経費（通信費、保守費など）も地方自治体の負担となる。国が進める消費生活相談のデジタル化にかかる予算は、本来国の責任で措置すべきである。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により、貴議会の意見書を政府等に提出していただきたく陳情します。

以上

陳情番号	件名
第 14 号	消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることについて
受理年月日	
7.5.27	

陳情の趣旨

第 1 陳情の趣旨

国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、次の事項を含む特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を提出することを陳情いたします。

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者あらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならないという制度とすること、及びこれに違反した勧誘について取消権を導入すること。
2. インターネットを通じた通信販売の勧誘につき、行政規制、クーリング・オフを認めること、及びインターネット広告画面に関する規制を強化すること。
3. 連鎖販売について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること。

第 2 陳情の理由

- 1 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）は、訪問販売等消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取り締まり等を行う法律です。

これまで同法は、幾度も改正が繰り返されてきましたが、2016年の法改正の附則第6条に、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とのいわゆる5年後見直しが定められました。

そして、同改正法の施行が2017年12月1日であることから、2022年12月1日に5年が経過しました。

- 2(1) 2024年版消費者白書（以下「白書」という。）によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は90.9万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況です。そのうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の55.4%という高い比率を占めています。また、全体の契約購入金額総額が4,163億円、既支払額総額は1,762億円です。

世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が29.9%と最多となっており、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に増加したインターネット通販における相談割合が増加しています。現行法上、通信販売にはクーリング・オフ規定がなく、また、消費者が申込みを行った際のインターネットの広告画面を保存しておらず、業者も随時画面を変更するため、申込時の業者の広告の違法性の立証ができないことから、契約の解除が困難となるなどの問題が発生しています。

(2) 特に高齢者（65歳以上）の消費生活相談は全体の30.5%を、高齢者の契約購入金額総額は1,069億円と全体の25.7%を、既支払額総額は543億円と全体の30.8%を占めています。

そして、高齢者の相談では特定商取引法の対象取引分野のうち2023年の訪問販売の割合が60歳代で6.8%、70歳代で10.8%、80歳以上で19.7%、同年の電話勧誘販売の割合が60歳代で5.0%、70歳代で6.8%、80歳以上で8.3%であり、年齢が上がるほどに割合が増加しています。また、認知症等的高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が45.4%と圧倒的多数を占めており、判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれます。さらに、高齢者のインターネット通販の相談割合が21.9%となり、年々増加しています。

(3) また、20歳代においては、マルチ取引につき1.6%と他の年代に比べて高い比率を示しており（なお、相談件数全体に占める割合は0.6%であります）、今後は2022年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配されます。2020年10月には大阪市の当時22歳の女性がマルチ取引被害に遭って自殺をするという痛ましい事件が発生しており、このような事件を二度と起こさないような対策が急務です。

(4) 以上により、2016年改正後も特定商取引法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、現行法では被害の防止、救済ができていません。

そのため、高齢者、20歳代に限らず、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特定商取引法の抜本的改正がなされることが急務となっています。

ただ、現状、国は特定商取引法の抜本的改正を行っていません。

3 以上の理由により、消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを陳情いたします。

以上

陳情番号	件名
第 15 号	マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求めることについて
受理年月日	
7.5.28	

陳情の趣旨

【陳情項目】

マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを市に対して求めること。

【陳情の理由、経緯など】

現在、国は令和 8 年 7 月末までの暫定措置として、75 歳以上の後期高齢者に対して、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を申請不要・無償で交付する運用を決定しました。これは、経過措置として使用されていた従来の健康保険証、または資格確認書の有効期限が本年 7 月末に一斉に期限を迎えることで、資格確認書の交付を求める申請が自治体の窓口に殺到することを懸念した措置とのことです。

しかし、マイナ保険証の登録者数は 5 月 8 日現在で約 8300 万人であるのに対し、そのうちの後期高齢者の割合は約 1300 万人であり、残る約 7000 万人のほとんどが遅くとも 2025 年 12 月で経過措置で使えていた従来の健康保険証が使えなくなる状況となります。混乱の懸念は拭えません。

混乱は資格確認書の交付申請を受ける自治体の窓口のみならず、健康保険証の廃止を認識していなかった被保険者が受診した医療機関の窓口でも起こりえます。従来の健康保険証以外に使用可能な資格確認書類を持たず受診し、意図せず 10 割負担を請求されるなどすれば、医療機関と患者との間で深刻なトラブルとなるケースも懸念されます。

全国保険医団体連合会が今年 2 月から実施した調査では、マイナ保険証による医療機関窓口での「オンライン資格確認」によるトラブルは 9 割の医療機関で発生し、マイナカードの電子証明書の有効期限切れなど、今後さらなる増加が懸念されています。なお電子証明書の更新には自治体窓口への来庁が必要で、2025 年度に更新が必要となる件数はおおよそ 2768

万件です。

またマイナカードを大切にしまい込んでしまった方などは、普段持ち歩くことがないために、医療へのアクセスにハードルが設けられてしまいます。医療へのアクセス保障は後期高齢者に限られるべきものではありません。国民健康保険の加入者にもデジタル機器に不慣れな方、障がい者など、多様な事情を抱える方が多く含まれています。こうした方々に対し、マイナ保険証の取得・利用を前提とする制度設計は、医療へのアクセスを著しく制限するおそれがあります。

従来（紙）の健康保険証は、2024年12月1日をもって発行停止とされ、代替として資格確認書が交付されることになっていますが、保険者による当分の間の職権発行を除き、本来は申請が必要とされています。申請手続きの煩雑さや周知の不足によって、必要な人に行き渡らない懸念が生じています。

医療はすべての住民に等しく提供されるべき基本的な権利であり、制度の過渡期にあってもその保障は確実に担保されるべきです。そのため、後期高齢者と同様に、市町村国保加入者に対しても、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、資格確認書を無償かつ申請不要で交付する措置が必要です。

なお2025年5月現在、東京都渋谷区と世田谷区はマイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に「資格確認書」を一斉発送することを発表しました。こうした措置は住民の不安や不信を和らげ、医療機関の現場での混乱や負担を軽減することにもつながります。

つきましては、国民健康保険加入者に対して、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、資格確認書を無償かつ申請不要で交付することを市に対して求めていますよう陳情します。

以上

陳情番号	件名
第 16 号	マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行する手続きを、行わせるための対応を求める意見書を国に対して提出することを求めることについて
受理年月日	
7.5.28	

陳情の趣旨

【陳情項目】

マイナ保険証の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行する手続きを、行わせるための対応を求める意見書を国に対して提出すること。

【陳情の理由、経緯など】

現在、国は令和8年7月末までの暫定措置として、75歳以上の後期高齢者に対して、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を申請不要・無償で交付する運用を決定しました。これは、経過措置として使用されていた従来の健康保険証、または資格確認書の有効期限が本年7月末に一斉に期限を迎えることで、資格確認書の交付を求める申請が自治体の窓口で殺到することを懸念した措置とのことです。

しかし、マイナ保険証の登録者数は5月8日現在で約8300万人であるのに対し、そのうちの後期高齢者の割合は約1300万人であり、残る約7000万人のほとんどが遅くとも2025年12月で経過措置で使えていた従来の健康保険証が使えなくなる状況となります。混乱の懸念は拭えません。

混乱は資格確認書の交付申請を受ける自治体の窓口のみならず、健康保険証の廃止を認識していなかった被保険者が受診した医療機関の窓口でも起こりえます。従来の健康保険証以外に使用可能な資格確認書類を持たず受診し、意図せず10割負担を請求されるなどすれば、医療機関と患者との間で深刻なトラブルとなるケースも懸念されます。

保険医団体連合会が今年2月から実施した調査では、マイナ保険証による医療機関窓口での「オンライン資格確認」によるトラブルは9割の医療機関で発生し、マイナカードの電子証明書の有効期限切れなど、今後さらなる増加が懸念されています。電子証明書の更新には自治体窓口への来庁が必要です。2025年度に更新が必要となる件数は2768万件です。

またマイナカードを大事にしまい込んでしまった方などは、普段持ち歩くことがないために、医療へのアクセスにハードルが設けられてしまいます。医療へのアクセス保障は後期高齢者に限られるべきものではありません。国民健康保険の加入者にもデジタル機器に不慣れな方、障がい者など、多様な事情を抱える方が多く含まれています。こうした方々に対し、マイナ保険証の取得・利用を前提とする制度設計は、医療へのアクセスを著しく制限するおそれがあります。

従来（紙）の健康保険証は、2024年12月1日をもって発行停止とされ、代替として資格確認書が交付されることになっていますが、保険者による当分の間の職権発行を除き、本来は申請が必要とされています。申請手続きの煩雑さや周知の不足によって、必要な人に行き渡らない懸念が生じています。

医療はすべての住民に等しく提供されるべき基本的な権利であり、制度の過渡期にあってもその保障は確実に担保されるべきです。そのため、後期高齢者と同様に、市町村国保加入者に対しても、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、資格確認書が無償かつ申請不要で交付する措置が必要です。

なお2025年5月現在、東京都渋谷区と世田谷区はマイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に「資格確認書」を一斉発送することを発表しました。こうした措置は住民の不安や不信を和らげ、医療機関の現場での混乱や負担を軽減することにもつながります。市町村国保が安心して上記対応を行うためには、国の方針提示が不可欠です。

つきましては、貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険の加入者全員に資格確認書を発行する手続きを、保険者に対応させるよう求める意見書を、国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上